

期日前・当日投票所の投票立会人登録募集要領

1 概要

和水町選挙管理委員会では、若い世代の人に政治や選挙に関心を持ってもらうとともに、親しみやすい投票所づくりを目指して、選挙当日又は期日前投票の投票立会人を募集します。

本事業は、通年募集の登録制度ですので、選挙が近づいたら登録者へ、立会の可否や希望日等を確認します。

2 投票立会人の業務

投票立会人とは、投票所において投票及び投票事務が公正に行われるよう立ち会うことを主な業務とする人です。選挙制度等に関する詳しい知識は特に必要ありません。

投票管理者のもと、投票手続きの全般に立ち会います。

【主な仕事】

- (1) 投票所の開閉に立ち会うこと。
- (2) 最初の選挙人が投票する前に選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと。(※期日前投票の場合は、初日のみ)
- (3) 投票終了後、投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- (4) その他投票手続きの全般に立ち会うこと。
- (5) 投票管理者から求められたとき意見を述べること。

3 応募資格

- (1) 和水町の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する人
- (2) 特定の候補者の選挙運動や政治活動等を行っていない人

4 立会場所、報酬等

立会の種類	期日前投票所での立会い	選挙期日当日の各投票所での立会い
立会場所	期日前投票所 (役場本庁・三加和総合支所)	選挙人名簿に登録されている投票所
立会日	期日前投票期間のうち、希望する日	選挙日当日
立会時間	投票時間 8:30~20:00 集合時間 8:20、解散時間 20:10 頃	投票時間 7:00~19:00 (予定) 集合時間 6:30、解散時間 19:10 頃 ※ただし、立会人1名は開票所への投票箱移送に同行していただきます。
報酬	日額 9,500 円 (規定の所得税を源泉徴収します。)	日額 10,700 円 (規定の所得税を源泉徴収します)
その他	交通費は支給されません。 昼食を準備しますが費用は個人負担となります。	交通費は支給されません。 昼食を準備しますが費用は個人負担となります。

5 期日前投票期間

各選挙により期日前投票期間が異なります。

(参考)

	期日前投票期間
衆議院議員総選挙	10日間
参議院議員通常選挙	16日間
熊本県知事選挙	16日間
熊本県議会議員一般選挙	8日間
和水町長選挙	4日間
和水町議会議員一般選挙	4日間

6 報酬の支払い

報酬の支払いは、立会日当日に現金でお支払します。

7 申込方法

「選挙投票立会人登録申込書」に必要事項をご記入の上、和水町選挙管理委員会事務局へ提出してください（郵送可）。様式は、和水町ホームページからもダウンロードできます。

8 募集期間

随時、登録受付を行いますが、選挙期日に近い場合は、直近の選挙の対象にはなりません。

9 登録

応募受付後、資格等を審査し、要件を満たす人を投票立会人候補者として登録します。

10 登録期間

次のいずれかに該当したときは登録を抹消します。

- (1) 転出等により和水町の選挙人名簿から抹消されたとき
- (2) 辞退の申出があったとき

11 選任方法等

応募された人については、応募資格等を確認の後、投票立会人候補者としての登録を行います。選挙執行の都度、登録者の中から投票立会人を選任し通知します。

なお、登録者多数の場合、又は同一の政党その他の政治団体に属する人が複数となる場合は、投票立会人に選任されないこともありますので予めご了承ください。

また、投票が行われない（無投票）の場合は、立ち会いの必要がなくなりますのでご了承ください。

12 経過措置

選挙権年齢を18歳に引下げることが定められた改正公職選挙法が施行される平成28年6月19日までの間は、18歳又は19歳の人は投票立会人を務めることができません。

現在18歳又は19歳の方が本制度の登録申込をされた場合は、選挙権を取得された後に立会いをお願いいたしますのでご了承ください。

13 その他

応募により取得した個人情報は適正に管理し、選挙に関連した業務以外の目的には使用しません。

14 申込み・問い合わせ先

〒865-0192

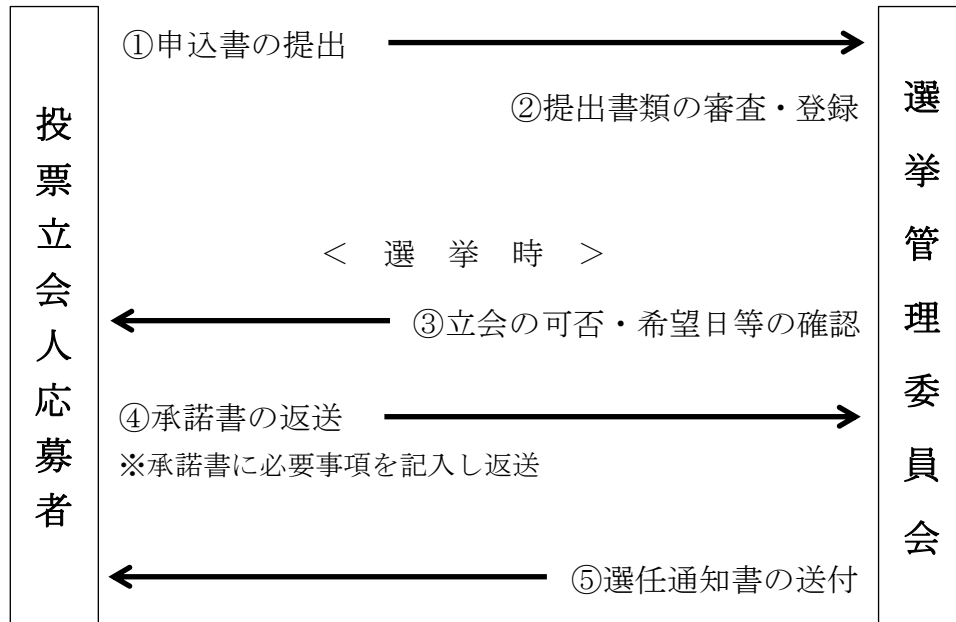
熊本県玉名郡和水町江田3886番地

和水町選挙管理委員会事務局（和水町役場本庁総務課内）

電話番号 0968-86-5720（直通）

申込みから選任までの流れ

【フローチャート】



- ① 「投票立会人登録申込書」を提出（持参又は郵送）。
- ② 和水町選挙管理委員会で提出書類を審査し、投票立会人候補者名簿に登録。
- ③ 選挙の都度、立会の可否、希望日等の確認。
※登録者が多い場合は、日程調整のうえ投票立会人を選任し本人に通知。
- ④ 立会可能な登録者に承諾書を送りますので、必要事項を記入後返送。
- ⑤ 投票立会人として選任し、選任通知書を本人に通知。

投票立会人登録申込書

和水町選挙管理委員会 宛

和水町の投票立会人候補者として登録を希望するので下記のとおり申込みます。

【遵守事項】

- 投票に関する秘密はもとより、職務上知り得た秘密（個人情報など）については、一切、他に漏らす行為はいたしません。
- その他、選挙人から選挙に関する一切の疑義を抱かせることのないよう、誠実かつ公正、中立に職務を執行いたします。

		記載年月日	平成 年 月 日	
ふりがな			性別	男・女
氏名	Ⓜ			
住所	和水町 番地			
生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	年齢	満 歳
職業	1. 会社員 2. 自営業 3. 学生 4. パート、アルバイト 5. 無職 6. その他（ ）			
連絡先	電話番号			
	携帯番号			
所属政党又は所属するその他の政治団体名	※政党や政治団体に所属していない場合は「なし」と記入してください。			

※太枠内のみご記入ください。

※記入していただいた個人情報は、選挙に関連した業務にのみ使用させていただきます。

◎申込者が未成年の場合は、下欄に親権者の人の署名押印をお願いします。

私(親権者)は上記未成年者が投票立会人の登録に申し込むことに同意します。	親権者住所	
	親権者氏名	Ⓜ

※和水町選挙管理委員会 事務処理欄

選挙人名簿登録	有 (第 投票区) ・ 無
---------	---------------